

第 17 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和6年4月10日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	出	2 番	伊藤 幸子	出	3 番	中村 進也	欠
4 番	遠藤 良幸	出	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
7 番	伊藤 貴美	欠	8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出
10 番	岡田 康平	出	11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出
13 番	片岡 節男	出	14 番	樋口 久義	出	15 番	伊藤 治義	出

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 55 分

<p>1 開会の辞</p> <p style="padding-left: 20px;">事務局長(小高秀之) 農林商工部長(若松辰彦)</p> <p style="padding-left: 20px;">事務局長(小高秀之)</p>	<p>委員会の前に、4月の人事異動に伴います、新しい農林商工部をご紹介します。部長から自己紹介をお願いします。</p> <p>おはようございます。日頃は、農林振興等にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。4月から農林商工部長を拝命いたしました若松辰彦です。よろしくお願いいたします。</p> <p>4月から農業委員会事務局長を拝命いたしました小高です。今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で紹介を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、第17回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶</p> <p style="padding-left: 20px;">会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第17回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言</p> <p style="padding-left: 20px;">議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第17回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程</p> <p>(日程第1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることと</p>

		<p>なっていますので、本日の議事録署名委員に、6番議席松葉里美委員と、9番議席小林政俊委員のお二人を指名させていただきます。よろしくをお願いします。</p>
(日程第2)	議長	<p>それでは、報告第33号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>日程第2 報告第33号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和6年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、2件、2筆、面積 4,311㎡であることを報告します。</p>
	議長	<p>報告第33号については、合意解約による通知を受けたものです。報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第3)	議長	<p>続きまして、議案第89号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第3 議案第89号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和6年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p>

	<p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可が必要ですが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は、相対分が192件、317筆、総面積437,856.19㎡、中間管理機構分が164件、265筆、総面積370,737.42㎡となっております。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。いなべ市では年2回の設定を行っています。また、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定も含まれております。</p> <p>今回は、件数が多く議案書とは分けて別冊にしております。内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第89号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。</p> <p>本議案につきましては、4名の委員に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により当該委員4名は議事に参与できませんので、当議案のみ4委員を除いて採決を取りたいと思います。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第4)	<p>議長 続きます、議案第90号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第4 議案第90号</p>

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和6年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の3条所有権移転の申請は、5件、6筆、面積1,389㎡です。

<81番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。

譲受人である北勢町麻生田の■■■■が、神奈川県川崎市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、469㎡を売買により譲り受ける申請です。

<82番案件>の申請地は、石樽南地内の畑です。

譲受人である大安町石樽南の■■■■が石樽南の■■■■が所有する議案書に記載の2筆584㎡を売買により譲り受ける申請です。

<83番案件>の申請地は、大安町高柳地内の畑です。

譲受人である大安町高柳の■■■■が、同じく高柳の■■■■が所有する議案書に記載の1筆33㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<84番案件>は、取下げ願が提出されております。

<85番案件>の申請地は、北勢町中山地内の畑です。

譲受人である北勢町中山の■■■■が岐阜県各務原市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆52㎡を交換により譲り受ける申請です。

<86番案件>の申請地は、員弁町御菌地内の畑です。

譲受人である員弁町御菌の■■■■が員弁町御菌の■■■■が所有する議案書に記載の1筆251㎡を売買により譲り受ける申請です。

以上5件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

何か質問はありますか。

特に無いようですので、採決に入ります。

議案第90号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許

	<p>可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>(日程第5) 議長 続きます、議案第91号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第5 議案第91号 農地法第4条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分) 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和6年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は、1件、1筆で487㎡です。 <6番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は、1種農地です。現況は茶畑です。 転用計画としては、申請人である所有者の菰野町の■■■■が議案書に記載の1筆、487㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地を行い、周囲はコンクリートブロックで囲まれており周囲に影響はありません。 取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水は隣接側溝へ放流します。</p> <p>以上4条転用許可申請1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 この案件につきましては、4月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員 議案第91号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確</p>
--	--

		認されませんでしたので報告します。
	議長	ありがとうございました。 何か質問はありますか。
	伊藤治義委員	確認ですが、以前に3条で所有権移転して取得した農地でも、現在では3年3作が問われず、転用ができる時代になっていますが、今回の案件も同様ということですか。
	事務局	以前は農地の下限面積が設定されていましたが、法律が改正されました。3年3作（農地取得後3年以内は転用を認めない運用）も慣行的に扱われていましたが、法令等に根拠がなく、適切に取り扱うよう国から通知がありました。こういったことから昨年3条で農地を取得して、今年その農地を転用するとなっても、こちらは必ず理由を聞かせてもらいますが、実際には申請は可能となります。
	伊藤治義委員	昔から3年3作というものがあったので、今回の案件がそれに当てはまるか聞きたかったのですが、先ほど言われた法律のことを理解しました。 今回は1種農地の土地を畑をするという前提で3条で取得して、それで早期に4条で転用するというのは、気になるところです。最近基準が無くなってきている感じがしています。
	議長	他には特に無いようですので、議案第91号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。
(日程第6)	議長	続きまして、議案第92号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第93号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」、議案第94号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。
(日程第7)		
(日程第8)		

<p>事務局</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第6 議案第92号 農地法第5条の規定による農地等の所有権許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和6年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、3件、8筆で2,044㎡です。</p> <p><67番案件>は、大安町梅戸と門前地内の田畑です。農地区分は、3種農地です。</p> <p>転用計画としては、東員町の■■■■が大安町梅戸の■■■■が所有する議案書に記載の6筆、492㎡を取得し、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。</p> <p>雨水排水は、敷地内で集め南側水路に放流します。</p> <p><68番案件>は、大安町門前地内の田です。農地区分は、3種農地です。</p> <p>転用計画としては、四日市市の■■■■が四日市市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,156㎡を取得し、資材置き場へ転用したい旨の計画です。土地造成については若干の盛土をして整地を行い、周囲をL型擁壁で囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水や汚水排水はありません。雨水排水は、敷地内で集め南側と東側の道路側溝に放流します。</p> <p><69番案件>は、北勢町大辻新田地内の畑です。農地区分は、2種農地です。</p> <p>転用計画としては、桑名市の■■■■が南中津原の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、396㎡を取得し、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成については若干の盛土をして整地を行い、周囲をRCブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、敷地内で自然浸透させます。</p>
------------	--

続きまして、議案第93号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和6年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆で1,170㎡です。

<20番案件>は、員弁町大泉地内の田です。農地区分は、3種農地です。現況は田です。

転用計画としては、賃借人である東京都に住所を有する[]が、員弁町大泉の[]が所有する議案書に記載の1筆、1,259㎡のうち1,170㎡を、店舗用地として転用したい旨の計画です。

土地造成は切土盛土を施して整地を行います。取水や污水排水は既設の設備を利用します。雨水排水は市道側溝に放流します。

都市計画法第29条の開発申請も出されております。

続きまして、議案第94号 農地法第5条の規定による農地等の使用賃借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和6年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆で、496㎡です。

<19番案件>は、大安町大井田地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、使用借人である大安町大井田の[]が、大井田の[]が所有する議案書に記載の1筆、496㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成については、整地のみで、周囲をコンクリートブロックで施工し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、污水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、西側の既存道路側溝へ放流します。

以上5条所有権移転3件、賃貸借1件、使用賃借1件の計5件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これらの案件につきましても、4月3日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
<p>現地調査委員</p>	<p>議案第92号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」3件、議案第93号「同法の規定による農地の賃貸借権設定許可申請について」1件、議案第94号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p> <p>他に特に無いようですので、議案第92号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第93号「同法の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続いて、議案第94号「同法の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
<p>(日程第9) 議長</p>	<p>続きまして、議案第95号「非農地証明願い承認について」を議</p>

	<p>題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>日程第9 議案第95号 非農地証明願承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和6年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は4件、4筆、674㎡です。</p> <p><60番案件>の申請地は、北勢町其原地内の台帳地目、畑です。願出者は北勢町其原の■■■■で、平成4年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><61番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、畑です。願出者は四日市市の■■■■で、平成3年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><62番案件>の申請地は、藤原町篠立地内の台帳地目、畑です。願出者は四日市市の■■■■で、45年以上前から宅地として利用し、現在に至っております。</p> <p><63番案件>の申請地は、員弁町楚原地内の台帳地目、畑です。願出者は員弁町楚原の■■■■で、平成元年頃から宅地として利用し、現在に至っております。</p> <p>以上4件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年以上経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>他に特に無いようですので、議案第95号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p>

<p>5 その他 議長</p>	<p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 他に事務局から何かありますか。</p> <p>次回は、5月2日午前9時から現地調査、12番議席近藤秀樹委員と13番議席片岡節男委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、5月10日です。場所は、行政棟2階庁議室となります。よろしくお願いします。</p>
<p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前9時55分閉会】</p>	<p>それでは、これをもちまして第17回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____